

「達者村」ロゴマーク使用取扱要綱

制定 平成27年4月1日

（目的）

第1 この要綱は、南部町が商標権を有する「達者村」を図形化したロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正かつ有効な活用を図り、達者村の名称及びイメージ等を内外に広く伝え、達者村関連事業全般の振興につなげることを目的とする。

（ロゴマーク）

第2 第1に掲げるロゴマークのデザイン及び仕様は、様式第1号のとおりとする。

（使用許可申請等）

第3 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ「達者村ロゴマーク使用申請書」（様式第2号）に、使用を希望する内容が分かる資料を添えて南部町長（以下、町長という）へ提出しなければならない。ただし、使用希望者または使用目的が次の各号に該当するときは、この限りでない。

- （1）南部町が使用するとき。
- （2）報道機関が報道の目的で使用するとき。
- （3）その他、申請を行う必要が無いと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について別に定める基準に基づき審査を行い、その結果を申請者に通知する。

（使用許可の期間）

第4 使用許可の期間は、原則として2年以内とし、その期末は年度末とする。ただし、当該使用許可申請者の希望使用期間が年度末前であるときは、この限りでない。

（使用申請できる者の範囲）

第5 前条に掲げる申請は、次の各号に該当する者でなければ行うことができない。

- （1）南部町の住民であること。
- （2）達者村の趣旨に合致し、振興に寄与すると認められる団体。
- （3）その他、使用を希望する目的及び内容に照らし、申請を受付することが妥当と町長が認める者。

（遵守事項）

第6 ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）許可を受けた用途のみに使用すること。

(2) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(3) その他、町長が指示する使用条件があった場合は、それに従うこと。

(権利の譲渡等の禁止)

第7 使用者は、使用許可によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(使用許可の取り消し)

第8 町長は、ロゴマークの使用者が次のいずれかに該当するときは使用者へ改善を求めるための警告を行い、使用者がこれに従わない場合は使用許可を取り消すことができる。

(1) 第3で定める申請書の記載内容が事実と異なるとき。

(2) ロゴマークを不正に使用したと認められるとき。

(3) 第5に掲げる遵守事項を守らなかったとき。

(4) その他、本要綱に照らし、使用の改善を求めることが適当と認めるとき。

(補足)

第9 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、適用する。

(様式第1号)

・デザイン及び仕様について

大きさの定めは設けないが、文字が読める程度とし、縦横比率については下記のデザインと同様とする。

色は基本的に黒一色とするが、ロゴマークを使用するにあたって、ポスター等のデザインにそぐわない場合は、協議の上、他の色を使用してもよいこととする。

(縦)

The image shows the Japanese phrase '達者本寸' (Tachō Honzun) written in a bold, expressive calligraphic style. The characters are stacked vertically, with the top character '達' (Tachō) being the largest and most prominent, followed by '者' (Shō) and '本寸' (Honzun) at the bottom. The brushwork is thick and textured, giving it a sense of movement and energy.

(横)

The image shows the same Japanese phrase '達者本寸' (Tachō Honzun) written in a bold, expressive calligraphic style, but arranged horizontally. The characters are spread out across the width of the page, maintaining the same thick, textured brushwork as the vertical version. The '達' character is still the largest, but the overall composition is more balanced across the horizontal axis.

(様式第2号)

「達者村」ロゴマーク使用申請書

平成 年 月 日

南部町長 殿

住 所 :
申請者 氏名 (団体名) :
電 話 番 号 :

㊞

「達者村」ロゴマークを使用したいので、「達者村」ロゴマーク使用取扱要綱第3の規定に基づき、関係書類を添付のうえ申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 表示の内容 (※使用方法 (位置・大きさ等) が分かる図案を添付すること)
- 3 使用方法
①シール ②印刷 ③その他 ()
- 4 使用予定期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
- 5 使用予定数量について (年間の概算)
- 6 販売の有無及び販売価格、主な販売先について
①販売しない
②販売する・・・価格 : 円/販売単位 :
主な販売先 : 町内 / 町外 (おおよその販売先市町村名 :)
その他 ()
- 7 その他、追記事項等

注1) 複数件の申請をまとめて行う場合は、使用目的や内容、方法等により別々の申請様式に記載のうえ提出すること。

上記の申請のとおり使用することを許可 (不許可) する。

平成 年 月 日

南部町長 工藤 祐直